

申込みから事業利用まで

① 新規申請

申請窓口：保健所等（※1）
提出書類：訪問申請書（※2）
（※3）

② 保健師による面接

保健所等の担当保健師が家庭訪問等により御本人及び御家族の状況を伺いながら、状況調査票を作成します。

③ 支給決定

東京都の対象者決定会議において訪問事業の支給可否及び支給期間（原則1年以内）を決定します。

④ 訪問看護を開始

主治医連絡等の諸調整後、訪問看護事業部から訪問看護を開始します。

⑤ 終了

看護目標の達成等により、事業提供は終了します。

更新申請

継続利用が必要な場合は、更新申請ができます。

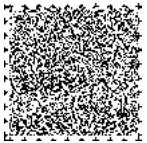
※1 申請窓口は、お住まいの地区を管轄する保健所（お住まいの区市によっては保健センター等）です。以下のホームページアドレスで保健所・保健センター等が御確認いただけます。

<http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/iryu/shisetsu/index.html>

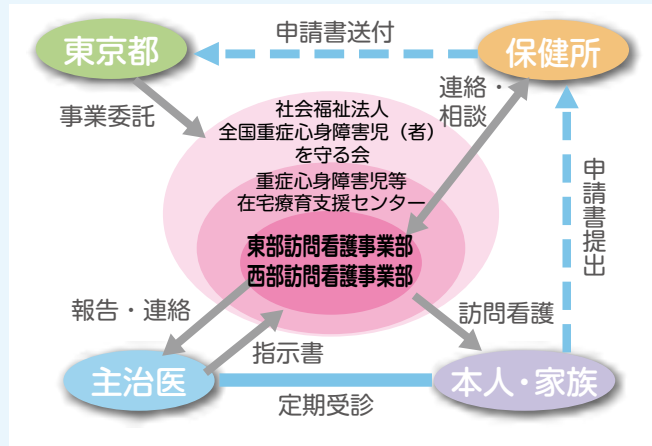
※2 申請書は以下のホームページアドレスから印刷ができます。

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/shougai/nichi-jo/s_shien/houmon.html

※3 申請書は「重症心身障害児（者）訪問申請書」と「医療的ケア児訪問申請書」の2種類があります。どちらで申請するかは対象者の方の状態にて決まりますので、主治医に御確認ください。



訪問事業の仕組み



個人情報の取扱いについて

申請によりいただいた個人情報は、当該事業の目的以外での使用はいたしません。

個人情報の収集目的を超えた当該実施機関内における利用及び当該実施機関以外のものへの提供は、「東京都個人情報の保護に関する条例」で定める場合を除き、一切いたしません。

事業の主管課

東京都 福祉保健局

障害者施策推進部 施設サービス支援課

電話 03 (5320) 4360 (直通)

この事業は、東京都が社会福祉法人全国重症心身障害児（者）を守る会に委託して実施しています。

令和2年4月発行

登録番号 (31) 481

編集・発行

東京都福祉保健局障害者施策推進部施設サービス支援課
〒163-8001 新宿区西新宿二丁目8番1号

電話03 (5320) 4360

印刷 社会福祉法人 東京コロニー-東京都大田福祉工場



この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



石油系溶剤を含まないインキを使用しています。

御家庭で生活をする

重症心身障害児（者）
医療的ケア児*と
その御家族の方へ...

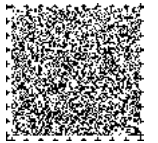
看護と療育の 支援をいたします

※医療的ケアが必要な障害児

在宅重症心身障害児（者）等 訪問事業の御案内



東京都福祉保健局



このマークは、目の不自由な方などのための「音声コード」です。専用の読み上げ装置及び音声コード対応携帯電話で読み取ると、記載内容を音声で聞くことができます。

事業目的

御家族が自信を持ってお子様の在宅療育に当たれるよう、看護師が御家庭を訪問し、健康管理や看護技術の指導、療育に関する相談等の支援を行います。

事業内容

訪問看護

週1回
看護師による訪問看護

訪問健康診査 (必要な場合のみ)

年1回
医師等による訪問健康診査・療育相談

その他

- 事業の利用期間は原則1年以内です。
- 訪問実施日・時間は原則固定です。
- 月曜日から金曜日までの午前9時から午後5時まで。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日及び年末年始(12月29日から1月3日まで)は実施していません。

注意事項

在宅重症心身障害児(者)等訪問事業は、御家族が在宅での看護・療育等を実施できるよう看護師が支援するものです。そのため、看護・介護の代替や介護者の負担軽減、休養等を目的とした事業提供はしていません。

事業の詳細は、保健所等の担当保健師にお問い合わせください。

利用料

利用料はかかりません。ただし、主治医の指示書にかかる費用は、利用する方の負担となります。

対象

東京都内に住所を有し、在宅で生活をする重症心身障害児(者)及び医療的ケア児の方

重症心身障害児(者)の方

- ※重症心身障害児とは、重度の知的障害及び重度の肢体不自由が重複している児童(大島分類の1から4までに該当)を言います。児童福祉法上の概念であり、18歳までにその状態になった方です。
- 申請時の年齢は問いません。
- 退院予定の方は入院中から申請できます。
- 医療的ケアがない方の場合、成長・発達の過程で、事業対象から外れることがあります。

大島分類



【参考】

重症心身障害児の判定について

- 乳幼児等でIQの判定が困難な場合には、中枢神経系の障害の有無や発達指数等を参考にします。
- 判定が困難な場合には、事業主管課から医療機関へ問い合わせをさせていただくことがあります。
- 判定には医学的な判断が必要となりますので、申請前に主治医に御相談ください。

医療的ケア児の方

- ※医療的ケア児とは、人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児をいいます。
- 申請時の年齢は18歳未満です。
- 退院予定の方は入院中から申請できます。
- 医療的ケアがなくなった場合もしくは18歳に達した場合は、事業対象外となります。

本事業における「医療的ケア児」とは、次の状態にある障害児です。

医療的ケア (以下のいずれかのケアを受けていること。)

- ①人工呼吸器管理^{※1}
- ②気管内挿管、気管切開
- ③鼻咽頭エアウェイ
- ④酸素吸入
- ⑤6回/日以上以上の頻回の吸引
- ⑥ネブライザー 6回/日以上又は継続使用
- ⑦中心静脈栄養 (IVH)
- ⑧経管 (経鼻・胃ろう含む)
- ⑨腸ろう・腸管栄養
- ⑩継続する透析 (腹膜灌流を含む)
- ⑪定期導尿 (3回/日以上) ^{※2}
- ⑫人工肛門

※1 毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAPなどは、人工呼吸器管理に含む。

※2 人工膀胱を含む。